

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業) 交付規程

令和4年9月9日 北環財第60号
公益財団法人北海道環境財団 制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)交付要綱(令和3年4月1日付け、環地温発第21033025号。以下「交付要綱」という。)及び既存住宅における断熱リフォーム支援事業実施要領(令和3年4月1日付け環地温発第21033025号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、交付要綱第14条の規定に基づき、公益財団法人北海道環境財団(以下「財団」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象等)

第3条 財団は、補助金の趣旨に則り、住宅の低炭素化及び低炭素性能に優れた素材の普及の促進を目的として、高性能建材による住宅(戸建・集合)の断熱リフォーム、断熱リフォームを実施した戸建住宅に家庭用蓄電池又は家庭用蓄熱設備の導入、断熱リフォームを実施した戸建又は集合住宅に熱交換型換気設備等の導入を行う事業(以下「補助事業」という。)を行おうとする者に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として財団が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、様式第1交付申請書(別紙1)「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書を財団に提出しなければならない。

(変更申請)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を財団に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 財団は、第4条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更である場合を除く。なお、補助金の額の変更を伴う場合は、第5条に定める手続によるものとする。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を財団に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、財団の要求があったときは速やかに遂行状況報告書を財団に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく財団に報告しなければならない。
- 八 財団は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

九 財団は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができる。

十 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源CO₂排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に書面をもって財団に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は財団が別に定める期日のいずれか早い日までに様式第8による完了実績報告書を財団に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときに、財団より様式第9による年度終了実績報告書の提出を求められた場合は、財団が定める期日までに提出しなければならない。

（補助事業の承継）

第10条 財団は、補助事業者について事業の期間中に、相続等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第10による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

（補助金の額の確定等）

第11条 財団は、第9条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第11による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第12条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による精算払請求書を財団に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第13条 財団は、第7条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

一 補助事業者が、法令等若しくは本規程又は法令等若しくは本規程に基づく財団の処分若しくは指示等に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

五 補助事業者が、様式第1交付申請書（別紙1）「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合

2 財団は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を請求するものとする。

3 財団は、前項の返還を請求する場合であって、適正化法第17条第1項に基づく交付の決定の取消しである場合には、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて徴するものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還期限は、返還の請求がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(加算金の計算)

第14条 財団は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第15条 財団は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第13による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、様式第14による取得財産等明細表を第9条第1項に定める完了実績報告書に添付して提出するものとする。ただし、財団が別に定める規定に該当する場合は、この限りでない。

3 財団は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を財団に納付させることができるものとする。

4 財団は、前項の補助金の返還について、期限を設けて返還の請求を行い、期限内に納付がない場合は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(財産処分の制限等)

第17条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

2 取得財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、財団が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄）しようとするときは、あらかじめ様式第15による財産処分承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

4 財団は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付することができるものとする。

5 前条第3項の規定は、第4項の承認をする場合において準用する。

6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

7 補助事業者は、第2項で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジットとして認証を受けたものは、当該J-クレジットを移転又は無効化してはならない。

(補助事業の経理等)

第18条 補助事業者は、補助事業の経理については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(電磁的方法による申請)

第19条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第5条の規定に基づく変更交付の申請、第7条第三号の規定に基づく計画変更の申請、第7条第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第7条第五号の規定に基づく事業遅延の報告、第7条第六号の規定に基づく状況報告、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第9条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第12条第2項の規定に基づく支払請求、又は第17条の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の3の規定に準じて財団が定めるものをいう。以下、同じ。）により行うこととする。

2 財団は、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。

3 補助事業者は、電磁的方法によることができないときは、第1項の規定にかかわらず交付規程に定める様式による書面の提出又は財団が定める方法により手続きを行うことができる。

(秘密の保持)

第20条 財団は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って財団に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第21条 補助事業者は、様式第1交付申請書（別紙1）「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年9月9日から施行する。

(別表) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額

補助対象経費の区分	内容	補助率及び補助金の上限額
既存戸建住宅・集合住宅(個別)への 高性能建材の導入 (ガラス・窓・断熱材)	補助事業の実施に必要な材料の購入に要する経費および工事に要する経費	補助対象経費の1/3 又は 戸建住宅1戸当たり:120万円 集合住宅1戸ごとに:15万円 のいずれか低い額を上限とする。 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
既存集合住宅(全体)への 高性能建材の導入 (ガラス・窓・断熱材・ 共用部LED照明器具)	補助事業の実施に必要な材料の購入に要する経費および工事に要する経費	補助対象経費の1/3 又は 集合住宅1戸ごとに:15万円 のいずれか低い額を上限とする。 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
家庭用太陽光発電設備を有する 既存戸建住宅への高性能建材導入を行う事業と同時に 家庭用蓄電池の導入	家庭用蓄電システムの導入経費	20万円又は補助対象経費の1/3のいずれか低い額を上限とする。 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
家庭用太陽光発電設備を有する 既存戸建住宅への高性能建材導入を行う事業と同時に 家庭用蓄熱設備の導入	家庭用蓄熱設備の購入経費および設置に必要な工事に要する経費	20万円又は補助対象経費の1/3のいずれか低い額を上限とする。 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
既存戸建又は集合住宅への高性能建材導入を行う事業と同時に 熱交換型換気設備等の導入	熱交換型換気設備等の購入経費および設置に必要な経費	5万円又は補助対象経費の1/3のいずれか低い額を上限とする。 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※申請代行手数料及び消費税は、補助対象としない。

交付規程様式等

- 様式第1 交付申請書 (第4条関係)
- 様式第2 変更交付申請書 (第5条関係)
- 様式第3 交付決定通知書 (第6条関係)
- 様式第4 変更交付決定通知書 (第6条関係)
- 様式第5 計画変更承認申請書 (第7条関係)
- 様式第6 中止 (廃止) 承認申請書 (第7条関係)
- 様式第7 遅延報告書 (第7条関係)
- 様式第8 完了実績報告書 (第9条関係)
- 様式第9 年度終了実績報告書 (第9条関係)
- 様式第10 承継承認申請書 (第10条関係)
- 様式第11 交付額確定通知書 (第11条関係)
- 様式第12 精算払請求書 (第12条関係)
- 様式第13 取得財産等管理台帳 (第16条関係)
- 様式第14 取得財産等明細表 (第16条関係)
- 様式第15 財産処分承認申請書 (第17条関係)

様式第1

事業番号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三樹 様

申請者 住所
氏名等
生年月日

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に
係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策
事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付要綱（令和4年1月28日付け環地温
発第2201316号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 申請者情報
2. 工事対象住宅の情報
3. 補助金交付申請額
4. 工事期間
5. 手続代行者 担当者情報

(注) この申請書には、以下の書面を添付すること。

暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）

役員名簿（別紙2）

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

(別紙1)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様式第2

事業番号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三 樹 様

補助事業者 住所
氏名等

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
変更交付申請書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第5条の規定に基づき、交付申請の変更をしたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 変更後の補助金交付申請額
2. 変更内容
3. 変更理由

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様

公益財団法人北海道環境財団

理事長 小林 三 樹

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
交付決定通知書

年 月 日をもって申請のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助事業者名
2. 交付決定番号
3. 交付決定日
4. 補助金の額
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費については、別に通知するところによるものとする。
5. 公益財団法人北海道環境財団（以下「財団」という。）は、交付規程第9条の規定に基づき、提出された完了実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。
6. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければならない。
 - (1) 補助事業者は、法令、交付規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
 - (2) 補助事業者は、交付規程第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、財団に報告すべきこと。
 - (3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、交付規程第7条第二号に従うべきこと。
 - (4) 補助事業者は、交付規程第5条または第7条第三号に該当するときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。
 - (5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規程第7条第五号の規定に基づき速やかに財団に報告し、その指示を受けるべきこと。

- (6) 補助事業者は、財団が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、財団の指示に従うべきこと。
 - (7) 補助事業者は、財団が交付規程第13条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
 - (8) 補助事業者は、財団が交付規程第13条第2項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、財団が指定する期日までに返還するとともに、同条第3項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、同条第4項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
 - (9) 補助事業者は、財団が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
 - (10) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄）しようとするときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。
 - (11) 補助事業者は、交付規程第16条第3項及び第17条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、財団の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
 - (12) 補助事業者は、補助事業終了後、財団の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。
7. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従わなければならない。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。
- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
 - (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
 - (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - (4) 財団の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - (5) 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。
8. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）様式第1交付申請書（別紙1）「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはせず、補助事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。
9. その他、財団の付した条件を遵守しなければならない。

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様式第4

事業番号
年 月 日

様

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三 樹

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
変更交付決定通知書

変更交付申請のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第6条の規定に基づき、下記のとおり変更することに決定したので通知します。

記

1. 変更交付決定を受けた補助事業者名
2. 交付決定番号
3. 変更前後の補助金の額
4. 申請取下げ期限

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三樹 様

補助事業者 住所
氏名等

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
計画変更承認申請書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第7条第三号の規定に基づき、補助事業の計画を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更の理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(注) 工事内容の変更によって補助金交付予定額に変更が生じる場合であっても、交付決定通知書に記載された金額が上限になります。

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様式第6

事業番号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三樹 様

補助事業者 住所
氏名等

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
中止(廃止)承認申請書

年 月 日をもって交付決定(交付決定番号)があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)交付規程第7条第四号の規定に基づき、補助事業の中止(廃止)をしたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 交付決定通知書に記載された補助金の額
2. 中止(廃止)の理由

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様式第7

事業番号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三 樹 様

補助事業者 住所
氏名等

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
遅延報告書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第7条第五号の規定に基づき、補助事業の遅延について、下記のとおり報告します。

記

1. 遅延の原因及び内容
2. 遅延に係る金額
3. 遅延に対してとった措置
4. 遅延が補助事業に及ぼす影響
5. 補助事業の遂行及び完了予定日

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様式第8

事業番号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三樹 様

補助事業者 住所
氏名等

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
完了実績報告書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者情報
2. 事業完了日
3. 実績報告の補助金の額
4. 支払形態
5. 手続代行者 担当者情報
6. 補助事業の実施に係る契約先

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三樹 様

補助事業者 住所
氏名等

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
年度終了実績報告書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者情報
2. 事業完了日
3. 実績報告の補助金の額
4. 支払形態
5. 手続代行者 担当者情報
6. 補助事業の実施に係る契約先

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様式第10

事業番号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三樹 様

補助事業者 住所
氏名等

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
承継承認申請書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第10条の規定に基づき、補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 承継を受ける予定の者
2. 補助事業の地位の承継の理由
3. 補助事業の地位を承継する予定日
4. 交付決定通知書に記載された補助金の額

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様式第11

事業番号
年 月 日

様

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三 樹

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
交付額確定通知書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第11条の規定に基づき、交付額を確定したので下記のとおり通知します。

記

1. 補助事業者名
2. 事業番号
3. 補助金交付確定額

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様式第12

事業番号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三 樹 様

補助事業者 住所
氏名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
精算払請求書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業者情報
2. 精算払請求金額
3. 振込先

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様式第13

取得財産等管理台帳

(単位：円)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	備考

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程の第17条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) (ア)に掲げるものの従物、(ウ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(エ) 無形資産、(オ) 開発研究用資産、(カ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第17条第2項に定める期間を記載すること。

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様式第14

取得財産等明細表

(単位：円)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	備考

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程の第17条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) (ア) に掲げるものの従物、(ウ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(エ) 無形資産、(オ) 開発研究用資産、(カ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第17条第2項に定める期間を記載すること。

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三 樹 様

補助事業者 住所
氏名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
財産処分承認申請書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	財産名（仕様）	数量	処分の方法（注1）	処分の理由	備考 (処分の時期等)

2. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的）

3. 処分の条件（注2）

(注1) 処分の方法として転用、譲渡（有償）、譲渡（無償）、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載する。

(注2) (1) 当該財産処分において相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載する。自己使用の場合は不要。

(2) 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業) 交付規程

令和5年3月27日 北環財第119号
公益財団法人北海道環境財団 制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)交付要綱(令和4年1月28日付け、環地温発第2201316号。改正 令和5年2月2日 環地温発第2302021号。以下「交付要綱」という。)及び既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業実施要領(令和3年4月1日付け環地温発第21033025号。改正 令和5年2月2日 環地温発第2302021号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、交付要綱第14条の規定に基づき、公益財団法人北海道環境財団(以下「財団」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象等)

第3条 財団は、補助金の趣旨に則り、住宅の低炭素化及び低炭素性能に優れた素材の普及の促進を目的として、高性能建材による住宅(戸建・集合)の断熱リフォーム、断熱リフォームを実施した戸建住宅に家庭用蓄電池又は家庭用蓄熱設備の導入、断熱リフォームを実施した戸建又は集合住宅に熱交換型換気設備等の導入を行う事業(以下「補助事業」という。)を行おうとする者に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として財団が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、様式第1交付申請書(別紙1)「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書を財団に提出しなければならない。

(変更申請)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を財団に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 財団は、第4条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更である場合を除く。なお、補助金の額の変更を伴う場合は、第5条に定める手続によるものとする。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を財団に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、財団の要求があったときは速やかに遂行状況報告書を財団に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく財団に報告しなければならない。
- 八 財団は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

九 財団は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができる。

十 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源CO₂排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に書面をもって財団に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は財団が別に定める期日のいずれか早い日までに様式第8による完了実績報告書を財団に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときに、財団より様式第9による年度終了実績報告書の提出を求められた場合は、財団が定める期日までに提出しなければならない。

（補助事業の承継）

第10条 財団は、補助事業者について事業の期間中に、相続等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第10による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

（補助金の額の確定等）

第11条 財団は、第9条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第11による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による精算払請求書を財団に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 財団は、第7条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

一 補助事業者が、法令等若しくは本規程又は法令等若しくは本規程に基づく財団の処分若しくは指示等に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

五 補助事業者が、様式第1交付申請書（別紙1）「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合

2 財団は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を請求するものとする。

3 財団は、前項の返還を請求する場合であって、適正化法第17条第1項に基づく交付の決定の取消しである場合には、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて徴するものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還期限は、返還の請求がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(加算金の計算)

第14条 財団は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第15条 財団は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第13による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、様式第14による取得財産等明細表を第9条第1項に定める完了実績報告書に添付して提出するものとする。ただし、財団が別に定める規定に該当する場合は、この限りでない。

3 財団は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を財団に納付させることができるものとする。

4 財団は、前項の補助金の返還について、期限を設けて返還の請求を行い、期限内に納付がない場合は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(財産処分の制限等)

第17条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

2 取得財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、財団が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄）しようとするときは、あらかじめ様式第15による財産処分承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

4 財団は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付することができるものとする。

5 前条第3項の規定は、第4項の承認をする場合において準用する。

6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

7 補助事業者は、第2項で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジットとして認証を受けたものは、当該J-クレジットを移転又は無効化してはならない。

(補助事業の経理等)

第18条 補助事業者は、補助事業の経理については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(電磁的方法による申請)

第19条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第5条の規定に基づく変更交付の申請、第7条第三号の規定に基づく計画変更の申請、第7条第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第7条第五号の規定に基づく事業遅延の報告、第7条第六号の規定に基づく状況報告、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第9条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第12条第2項の規定に基づく支払請求、又は第17条の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の3の規定に準じて財団が定めるものをいう。以下、同じ。）により行うこととする。

2 財団は、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。

3 補助事業者は、電磁的方法によることができないときは、第1項の規定にかかわらず交付規程に定める様式による書面の提出又は財団が定める方法により手続きを行うことができる。

(秘密の保持)

第20条 財団は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って財団に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第21条 補助事業者は、様式第1交付申請書（別紙1）「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和5年3月27日から施行する。

(別表) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)
補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額

補助対象経費の区分	内容	補助率及び補助金の上限額
既存戸建住宅への 高性能建材の導入 (ガラス・窓・断熱材)	補助事業の実施に必要な材料の購入に要する経費および工事に要する経費	補助対象経費の1/3 又は戸建住宅1戸当たり：120万円のいずれか低い額を上限とする。算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
既存集合住宅への 高性能建材の導入 (ガラス・窓・断熱材・共用部LED照明器具※)	補助事業の実施に必要な材料の購入に要する経費および工事に要する経費	補助対象経費の1/3 又は集合住宅1戸ごとに：15万円のいずれか低い額を上限とする。算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ただし、玄関ドアの改修をあわせて実施する場合には、上記にかかわらず算出された額が20万円を超える場合に1戸当たり20万円とする。
家庭用太陽光発電設備を有する既存戸建住宅への高性能建材導入を行う事業と同時に 家庭用蓄電池の導入	家庭用蓄電システムの導入経費	20万円又は補助対象経費の1/3のいずれか低い額を上限とする。算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
家庭用太陽光発電設備を有する既存戸建住宅への高性能建材導入を行う事業と同時に 家庭用蓄熱設備の導入	家庭用蓄熱設備の購入経費および設置に必要な工事に要する経費	20万円又は補助対象経費の1/3のいずれか低い額を上限とする。算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
既存戸建又は集合住宅への高性能建材導入を行う事業と同時に 熱交換型換気設備等の導入	熱交換型換気設備等の購入経費	5万円又は補助対象経費の1/3のいずれか低い額を上限とする。算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※ 共用部LED照明器具は集合住宅(全体)に限る。

交付規程様式等

様式第1 交付申請書 (第4条関係)

様式第2 変更交付申請書 (第5条関係)

様式第3 交付決定通知書 (第6条関係)

様式第4 変更交付決定通知書 (第6条関係)

様式第5 計画変更承認申請書 (第7条関係)

様式第6 中止(廃止)承認申請書 (第7条関係)

様式第7 遅延報告書 (第7条関係)

様式第8 完了実績報告書 (第9条関係)

様式第9 年度終了実績報告書 (第9条関係)

様式第10 承継承認申請書 (第10条関係)

様式第11 交付額確定通知書 (第11条関係)

様式第12 精算払請求書 (第12条関係)

様式第13 取得財産等管理台帳 (第16条関係)

様式第14 取得財産等明細表 (第16条関係)

様式第15 財産処分承認申請書 (第17条関係)

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三 樹 様

申請者 住所
氏名等
生年月日

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)
交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)交付要綱(令和4年1月28日付け環地温発第2201316号 改正 令和5年2月2日環地温発第2302021号)及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 申請者情報
2. 工事対象住宅の情報
3. 補助金交付申請額
4. 工事期間
5. 手続代行者 担当者情報

(注) この申請書には、以下の書面を添付すること。

暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

(別紙1)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様式第2

事業番号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三樹 様

補助事業者 住所
氏名等

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)
変更交付申請書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業）交付規程第5条の規定に基づき、交付申請の変更をしたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 変更後の補助金交付申請額
2. 変更内容
3. 変更理由

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様

公益財団法人北海道環境財団

理事長 小林 三 樹

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)
交付決定通知書

年 月 日をもって申請のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助事業者名
2. 交付決定番号
3. 交付決定日
4. 補助金の額

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費については、別に通知するところによるものとする。

5. 公益財団法人北海道環境財団(以下「財団」という。)は、交付規程第9条の規定に基づき、提出された完了実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。
6. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければならない。
 - (1) 補助事業者は、法令、交付規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
 - (2) 補助事業者は、交付規程第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、財団に報告すべきこと。
 - (3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、交付規程第7条第二号に従うべきこと。
 - (4) 補助事業者は、交付規程第5条または第7条第三号に該当するときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。
 - (5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規程第7条第五号の規定に基づき速やかに財団に報告し、その指示を受けるべきこと。

- (6) 補助事業者は、財団が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、財団の指示に従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、財団が交付規程第13条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (8) 補助事業者は、財団が交付規程第13条第2項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、財団が指定する期日までに返還するとともに、同条第3項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、同条第4項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 補助事業者は、財団が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄）しようとするときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。
- (11) 補助事業者は、交付規程第16条第3項及び第17条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、財団の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (12) 補助事業者は、補助事業終了後、財団の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

7. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従わなければならない。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 財団の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

8. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業）様式第1交付申請書（別紙1）「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはせず、補助事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。

9. その他、財団の付した条件を遵守しなければならない。

（備考）用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様

公益財団法人北海道環境財団

理事長 小林 三 樹

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)
変更交付決定通知書

変更交付申請のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)交付規程第6条の規定に基づき、下記のとおり変更することに決定したので通知します。

記

1. 変更交付決定を受けた補助事業者名
2. 交付決定番号
3. 変更前後の補助金の額
4. 申請取下げ期限

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三 樹 様

補助事業者 住所
氏名等

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)
計画変更承認申請書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業）交付規程第7条第三号の規定に基づき、補助事業の計画を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更の理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(注) 工事内容の変更によって補助金交付予定額に変更が生じる場合であっても、交付決定通知書に記載された金額が上限になります。

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三 樹 様

補助事業者 住所
氏名等

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)
中止(廃止)承認申請書

年 月 日をもって交付決定(交付決定番号)があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)交付規程第7条第四号の規定に基づき、補助事業の中止(廃止)をしたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 交付決定通知書に記載された補助金の額
2. 中止(廃止)の理由

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三樹 様

補助事業者 住所
氏名等

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)
遅延報告書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業）交付規程第7条第五号の規定に基づき、補助事業の遅延について、下記のとおり報告します。

記

1. 遅延の原因及び内容
2. 遅延に係る金額
3. 遅延に対してとった措置
4. 遅延が補助事業に及ぼす影響
5. 補助事業の遂行及び完了予定日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三 樹 様

補助事業者 住所
氏名等

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)
完了実績報告書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業）交付規程第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者情報
2. 事業完了日
3. 実績報告の補助金の額
4. 支払形態
5. 手続代行者 担当者情報
6. 補助事業の実施に係る契約先

（備考）用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三樹 様

補助事業者 住所
氏名等

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)
年度終了実績報告書

年 月 日をもって交付決定(交付決定番号)があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業) 交付規程第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者情報
2. 事業完了日
3. 実績報告の補助金の額
4. 支払形態
5. 手続代行者 担当者情報
6. 補助事業の実施に係る契約先

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三 樹 様

補助事業者 住所
氏名等

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)
承継承認申請書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業）交付規程第10条の規定に基づき、補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 承継を受ける予定の者
2. 補助事業の地位の承継の理由
3. 補助事業の地位を承継する予定日
4. 交付決定通知書に記載された補助金の額

（備考）用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様

公益財団法人北海道環境財団

理事長 小林 三 樹

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)
交付額確定通知書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業）については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業）交付規程第 1 1 条の規定に基づき、交付額を確定したので下記のとおり通知します。

記

1. 補助事業者名
2. 事業番号
3. 補助金交付確定額

（備考）用紙は日本産業規格 A 4 とし、縦位置とする。

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三樹 様

補助事業者 住所
氏名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)
精算払請求書

年 月 日をもって交付決定(交付決定番号)があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)交付規程第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業者情報
2. 精算払請求金額
3. 振込先

取得財産等管理台帳

(単位：円)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	備考

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程の第17条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) (ア)に掲げるものの従物、(ウ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(エ) 無形資産、(オ) 開発研究用資産、(カ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)交付規程第17条第2項に定める期間を記載すること。

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

取得財産等明細表

(単位：円)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	備考

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程の第17条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) (ア) に掲げるものの従物、(ウ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(エ) 無形資産、(オ) 開発研究用資産、(カ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業）交付規程第17条第2項に定める期間を記載すること。

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三 樹 様補助事業者 住所
氏名等二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)
財産処分承認申請書

年 月 日をもって交付決定(交付決定番号)があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム等加速化事業)交付規程第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	財産名(仕様)	数量	処分の方法(注1)	処分の理由	備考 (処分の時期等)

2. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)

3. 処分の条件(注2)

(注1) 処分の方法として転用、譲渡(有償)、譲渡(無償)、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載する。

(注2) (1) 当該財産処分において相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載する。自己使用の場合は不要。

(2) 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業) 交付規程

令和5年6月5日 北環財第34号
公益財団法人北海道環境財団 制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)交付要綱(令和3年4月1日付け、環地温発第21033025号。改正 令和5年3月31日 環地温発第23033130号。以下「交付要綱」という。)及び既存住宅における断熱リフォーム支援事業実施要領(令和3年4月1日付け環地温発第21033025号。改正 令和5年3月31日 環地温発第23033130号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、交付要綱第14条の規定に基づき、公益財団法人北海道環境財団(以下「財団」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象等)

第3条 財団は、補助金の趣旨に則り、住宅の低炭素化及び低炭素性能に優れた素材の普及の促進を目的として、高性能建材による住宅(戸建・集合)の断熱リフォーム、断熱リフォームを実施した戸建住宅に家庭用蓄電池又は家庭用蓄熱設備の導入、断熱リフォームを実施した戸建又は集合住宅に熱交換型換気設備等の導入を行う事業(以下「補助事業」という。)を行おうとする者に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として財団が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、様式第1交付申請書(別紙1)「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書を財団に提出しなければならない。

(変更申請)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を財団に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 財団は、第4条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更である場合を除く。なお、補助金の額の変更を伴う場合は、第5条に定める手続によるものとする。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を財団に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、財団の要求があったときは速やかに遂行状況報告書を財団に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく財団に報告しなければならない。
- 八 財団は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

九 財団は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができる。

十 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源CO₂排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に書面をもって財団に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は財団が別に定める期日のいずれか早い日までに様式第8による完了実績報告書を財団に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときに、財団より様式第9による年度終了実績報告書の提出を求められた場合は、財団が定める期日までに提出しなければならない。

（補助事業の承継）

第10条 財団は、補助事業者について事業の期間中に、相続等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第10による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

（補助金の額の確定等）

第11条 財団は、第9条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第11による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による精算払請求書を財団に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 財団は、第7条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

一 補助事業者が、法令等若しくは本規程又は法令等若しくは本規程に基づく財団の処分若しくは指示等に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

五 補助事業者が、様式第1交付申請書（別紙1）「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合

2 財団は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を請求するものとする。

3 財団は、前項の返還を請求する場合であって、適正化法第17条第1項に基づく交付の決定の取消しである場合には、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて徴するものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還期限は、返還の請求がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(加算金の計算)

第14条 財団は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第15条 財団は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第13による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、様式第14による取得財産等明細表を第9条第1項に定める完了実績報告書に添付して提出するものとする。ただし、財団が別に定める規定に該当する場合は、この限りでない。

3 財団は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を財団に納付させることができるものとする。

4 財団は、前項の補助金の返還について、期限を設けて返還の請求を行い、期限内に納付がない場合は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(財産処分の制限等)

第17条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

2 取得財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、財団が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄）しようとするときは、あらかじめ様式第15による財産処分承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

4 財団は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付することができるものとする。

5 前条第3項の規定は、第4項の承認をする場合において準用する。

6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

7 補助事業者は、第2項で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジットとして認証を受けたものは、当該J-クレジットを移転又は無効化してはならない。

(補助事業の経理等)

第18条 補助事業者は、補助事業の経理については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(電磁的方法による申請)

第19条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第5条の規定に基づく変更交付の申請、第7条第三号の規定に基づく計画変更の申請、第7条第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第7条第五号の規定に基づく事業遅延の報告、第7条第六号の規定に基づく状況報告、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第9条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第12条第2項の規定に基づく支払請求、又は第17条の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の3の規定に準じて財団が定めるものをいう。以下、同じ。）により行うこととする。

2 財団は、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。

3 補助事業者が、やむを得ない事情により電磁的方法による申請ができないときは、第1項の規定にかかわらず、財団は、財団が定める方法により手続きを求めるものとする。

(秘密の保持)

第20条 財団は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って財団に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第21条 補助事業者は、様式第1交付申請書（別紙1）「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和5年6月5日から施行する。

(別表) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額

補助対象経費の区分	内容	補助率及び補助金の上限額
既存戸建住宅への 高性能建材の導入 (ガラス・窓・断熱材)	補助事業の実施に必要な材料の購入に要する経費および工事に要する経費	補助対象経費の1/3 又は戸建住宅1戸当たり:120万円のいずれか低い額を上限とする。算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
既存集合住宅への 高性能建材等の導入 (ガラス・窓・断熱材・共用部LED照明器具*)	補助事業の実施に必要な材料の購入に要する経費および工事に要する経費	補助対象経費の1/3 又は集合住宅1戸ごとに:15万円のいずれか低い額を上限とする。算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ただし、玄関ドアの改修をあわせて実施する場合には、上記にかかわらず算出された額が20万円を超える場合に1戸当たり20万円とする。
家庭用太陽光発電設備を有する既存戸建住宅への高性能建材導入を行う事業と同時に 家庭用蓄電池の導入	家庭用蓄電システムの導入経費	20万円又は補助対象経費の1/3のいずれか低い額を上限とする。算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
家庭用太陽光発電設備を有する既存戸建住宅への高性能建材導入を行う事業と同時に 家庭用蓄熱設備の導入	家庭用蓄熱設備の購入経費および設置に必要な工事に要する経費	20万円又は補助対象経費の1/3のいずれか低い額を上限とする。算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
既存戸建又は集合住宅への高性能建材導入を行う事業と同時に 熱交換型換気設備等の導入	熱交換型換気設備等の購入経費	5万円又は補助対象経費の1/3のいずれか低い額を上限とする。算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※ 共用部LED照明器具は集合住宅(全体)に限る。

交付規程様式等

- 様式第1 交付申請書 (第4条関係)
- 様式第2 変更交付申請書 (第5条関係)
- 様式第3 交付決定通知書 (第6条関係)
- 様式第4 変更交付決定通知書 (第6条関係)
- 様式第5 計画変更承認申請書 (第7条関係)
- 様式第6 中止(廃止)承認申請書 (第7条関係)
- 様式第7 遅延報告書 (第7条関係)
- 様式第8 完了実績報告書 (第9条関係)
- 様式第9 年度終了実績報告書 (第9条関係)
- 様式第10 承継承認申請書 (第10条関係)
- 様式第11 交付額確定通知書 (第11条関係)
- 様式第12 精算払請求書 (第12条関係)
- 様式第13 取得財産等管理台帳 (第16条関係)
- 様式第14 取得財産等明細表 (第16条関係)
- 様式第15 財産処分承認申請書 (第17条関係)

様式第1

事業番号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三樹 様

申請者 住所
氏名等
生年月日

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に
係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策
事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付要綱（令和3年4月1日付け環地温
発第21033025号 改正 令和5年3月31日環地温発第23033130号）及び交付規程の定めるところに従う
ことを承知の上、申請します。

記

1. 申請者情報
2. 工事対象住宅の情報
3. 補助金交付申請額
4. 工事期間
5. 手続代行者 担当者情報

(注) この申請書には、以下の書面を添付すること。

暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

(別紙1)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様式第2

事業番号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三樹 様

補助事業者 住所
氏名等

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
変更交付申請書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第5条の規定に基づき、交付申請の変更をしたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 変更後の補助金交付申請額
2. 変更内容
3. 変更理由

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様

公益財団法人北海道環境財団

理事長 小林 三 樹

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
交付決定通知書

年 月 日をもって申請のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助事業者名
2. 交付決定番号
3. 交付決定日
4. 補助金の額
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費については、別に通知するところによるものとする。
5. 公益財団法人北海道環境財団（以下「財団」という。）は、交付規程第9条の規定に基づき、提出された完了実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。
6. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければならない。
 - (1) 補助事業者は、法令、交付規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
 - (2) 補助事業者は、交付規程第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、財団に報告すべきこと。
 - (3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、交付規程第7条第二号に従うべきこと。
 - (4) 補助事業者は、交付規程第5条または第7条第三号に該当するときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。
 - (5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規程第7条第五号の規定に基づき速やかに財団に報告し、その指示を受けるべきこと。

- (6) 補助事業者は、財団が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、財団の指示に従うべきこと。
 - (7) 補助事業者は、財団が交付規程第13条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
 - (8) 補助事業者は、財団が交付規程第13条第2項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、財団が指定する期日までに返還するとともに、同条第3項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、同条第4項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
 - (9) 補助事業者は、財団が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
 - (10) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄）しようとするときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。
 - (11) 補助事業者は、交付規程第16条第3項及び第17条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、財団の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
 - (12) 補助事業者は、補助事業終了後、財団の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。
7. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従わなければならない。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。
- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
 - (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
 - (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - (4) 財団の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - (5) 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。
8. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）様式第1交付申請書（別紙1）「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはせず、補助事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。
9. その他、財団の付した条件を遵守しなければならない。

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様式第4

事業番号
年 月 日

様

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三 樹

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
変更交付決定通知書

変更交付申請のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第6条の規定に基づき、下記のとおり変更することに決定したので通知します。

記

1. 変更交付決定を受けた補助事業者名
2. 交付決定番号
3. 変更前後の補助金の額
4. 申請取下げ期限

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三樹 様

補助事業者 住所
氏名等

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
計画変更承認申請書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第7条第三号の規定に基づき、補助事業の計画を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更の理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

（注）工事内容の変更によって補助金交付予定額に変更が生じる場合であっても、交付決定通知書に記載された金額が上限になります。

（備考）用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様式第6

事業番号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三 樹 様

補助事業者 住所
氏名等

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
中止(廃止)承認申請書

年 月 日をもって交付決定(交付決定番号)があった上記補助金について、二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)交付規程第7条第四号の規
定に基づき、補助事業の中止(廃止)をしたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 交付決定通知書に記載された補助金の額
2. 中止(廃止)の理由

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様式第7

事業番号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三 樹 様

補助事業者 住所
氏名等

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
遅延報告書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第7条第五号の規定に基づき、補助事業の遅延について、下記のとおり報告します。

記

1. 遅延の原因及び内容
2. 遅延に係る金額
3. 遅延に対してとった措置
4. 遅延が補助事業に及ぼす影響
5. 補助事業の遂行及び完了予定日

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様式第8

事業番号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三樹 様

補助事業者 住所
氏名等

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
完了実績報告書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者情報
2. 事業完了日
3. 実績報告の補助金の額
4. 支払形態
5. 手続代行者 担当者情報
6. 補助事業の実施に係る契約先

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様式第9

事業番号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林三樹 様

補助事業者 住所
氏名等

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
年度終了実績報告書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者情報
2. 事業完了予定日
3. 補助金の額（交付決定額）
4. 補助事業の実施状況
5. 手続き代行者・担当者情報

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様式第10

事業番号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三樹 様

補助事業者 住所
氏名等

手続代行者 住所
会社名
代表者名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
承継承認申請書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第10条の規定に基づき、補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 承継を受ける予定の者
2. 補助事業の地位の承継の理由
3. 補助事業の地位を承継する予定日
4. 交付決定通知書に記載された補助金の額

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様式第11

事業番号
年 月 日

様

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三 樹

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
交付額確定通知書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第11条の規定に基づき、交付額を確定したので下記のとおり通知します。

記

1. 補助事業者名
2. 事業番号
3. 補助金交付確定額

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様式第12

事業番号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三樹 様

補助事業者 住所
氏名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
精算払請求書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業者情報
2. 精算払請求金額
3. 振込先

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様式第13

取得財産等管理台帳

(単位：円)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	備考

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程の第17条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) (ア)に掲げるものの従物、(ウ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(エ) 無形資産、(オ) 開発研究用資産、(カ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第17条第2項に定める期間を記載すること。

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様式第14

取得財産等明細表

(単位：円)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	備考

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程の第17条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) (ア) に掲げるものの従物、(ウ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(エ) 無形資産、(オ) 開発研究用資産、(カ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第17条第2項に定める期間を記載すること。

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三樹 様

補助事業者 住所
氏名等

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
財産処分承認申請書

年 月 日をもって交付決定（交付決定番号）があった上記補助金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	財産名（仕様）	数量	処分の方法（注1）	処分の理由	備考 (処分の時期等)

2. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的）

3. 処分の条件（注2）

(注1) 処分の方法として転用、譲渡（有償）、譲渡（無償）、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載する。

(注2) (1) 当該財産処分において相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載する。自己使用の場合は不要。

(2) 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。